

第15章 第3条14に則った悪影響の最小化

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ23～25及び決定1/CMP.11の附属書IIIパラグラフ4の規定に基づき、第3条14に則った悪影響の最小化について報告する。なお、前回提出時からの変更点は下線で示すとおり。

15.1. 概要

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠であり、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もある。リオ+20やCOPにおいて議論されているとおり、気候変動問題に適切に対処し、環境と経済を両立した持続可能な成長を実現するためには、グリーン経済への移行、低炭素成長の実現が重要な要素である。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。我が国は、東アジア首脳会議参加国が地域協力を通じて低炭素成長を推進するために、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想を提唱し、COP21の公式サイドイベントにおいて低炭素成長に向けたグッドプラクティスを含む提言集を発表した。また、2014年我が国は、COP21における合意達成を後押しすべく、①2020年における1.3兆円の途上国支援実施及び②イノベーションからなる「美しい星への行動（エース2.0（ACE2.0: Actions for Cool Earth 2.0）」を発表した。我が国として、引き続き、これらの分野で積極的に国際社会に貢献していく。

15.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づく約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されておらず、その評価を行うことは不可能であることも留意すべきと考える。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

我が国によるエネルギー・環境分野における技術協力は世界各地で行われているところであり、開発途上国のニーズを踏まえつつ、持続的な経済成長に貢献している。例えば、中東諸国を含む開発途上国への受入研修・専門家派遣による省エネ・新エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・再エネ関連制度等の制度構築・運用に関する支援を行なっている。また、特に気候変動に対して脆弱な島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）との共催により、アジア太平洋地域等の島嶼国の行

政官を対象として、国際ワークショップ(2015年8月、クアラルンプール)及び訪日研修(2016年2月、東京)を実施し、人材育成とプロジェクト形成支援を図っている。

■ 二酸化炭素回収・貯留(CCS)技術の開発等

我が国では温暖化対策上重要な技術であるCCSについて、2020年頃の技術の実用化を目指し、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発等を実施した。また、欧州や米国など各国関係者と積極的にCCSに関する技術情報の交換を実施した。これに加えて、2014年度からは、CO₂分離回収に伴う環境負荷評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留システム等の調査研究、国内での貯留可能地点を特定するための地質調査等を実施している。

制度面では、海底下 CCS について、海洋環境の保全の観点から 2007 年に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」を改正し環境大臣による許可制度を創設した。また、潜在的環境影響評価や監視技術の手法について検討した。許可申請書を適切に審査するため、日本近海で水の化学的性状及び生態系を把握する調査を実施し、海底下 CCS 事業の長期間の管理体制のあり方について検討を行った。